

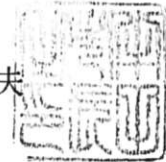


23半クリ第111号

平成23年5月6日

愛知県知事 大村 秀章 様

半田市長 榊原 純夫



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の規定に基づく意見の概要について、別添のとおり作成しましたので送付いたします。

担当 市民経済部クリーンセンター

電話 0569-23-3567



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要

1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見

(1) 都市計画対象事業の規模等に関すること

①	<p>ごみ処理施設計画緒元で、処理能力 380t/日とあるのは過大すぎる。設計規模の根拠は「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」にあるが、目標年度の平成 33 年度のごみ処理量推計値のうち、焼却処理 97,142t/年（半田市 42,501 t/年、常滑市・武豊町 36,918 t/年、南知多町・美浜町 17,723 t/年）及び、し尿・浄化槽汚泥 4,450t/年であり、$(97,142 + 4,450) \div 280 \div \text{調整稼働率 } 0/98 \approx 380\text{t/日}$としている。しかし同じ文献で 2 市 3 町の収集・運搬量の実績（平成 17 年度）では、半田市 25,314t/年、常滑市・武豊町 12,126 t/年（常滑市 11,880 年、武豊町 9,246）、南知多町・美浜町 9,790 t/年（南知多町 5,070、美浜町 4,720）、合計で 47,230 t/年である。つまり、平成 17 年度の可燃ごみ 47,230 t/年が平成 33 年度には 2 倍以上の 97,142t/年になるという計画であり、人口増を考慮したとしてもあまりにも現実離れした過大な計画である。また、「愛知県廃棄物処理計画」の減量目標に反するような過大な処理能力は認められない。（同趣旨意見が他に 3 件）</p>
②	<p>p8 のごみ処理施設計画緒元で、計画ごみ質があるが、低位発熱量が低すぎる。低質ごみが 4,800kJ/kg、基準ごみが 10,700 kJ/kg、高質ごみが 14,500 kJ/kgとなっているが「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」p2 の計画ごみ質の検討で、「実績値（最高：半田市クリーンセンター（平成 16 年 1 月 7 日）18,912kJ/kg、最低：クリーンセンター常武（平成 13 年 1 月）4,412 kJ/kgを踏まえ、設計値としては、高質ごみで 14,500kJ/kg、低質ごみで 4,800 kJ/kgとし」とある。低質ごみは若干の余裕を見ているが、高質ごみについては半田市クリーンセンターの実績最高の 18,912kJ/kgの 3/4 しかない。プラスチックなど発熱量の高い高質ごみを焼却すると、焼却施設の損耗が激しく、設計や維持管理には十分な注意が必要となる。その発熱量を少なく見積もって設計してはならない。最高、最低の各 1 データだけではなく、もっと多くのデータでそのバラツキ、最高と最低の値を確認して、適切な低位発熱量を設定すべきである。（同趣旨意見が他に 1 件）</p>

③	ごみ処理施設技術検討委員会へ諮問する前提として、「半田市クリーンセンター敷地内に集約し建設する。供用開始は平成 29 年 4 月の稼働を目指している。」（第 1 回会議資料）とあるが、重要な p4 の事業実施区域の選定経緯、p8 のごみ処理施設設計緒元などは検討対象としなかったのか。（同趣旨意見が他に 2 件）
④	p173 のごみ処理状況で、半田市の平成 20 年度の焼却処理量（全量）が食い違っている。表 3.3-78 では、37,417t/年度なのに、表 3.3-79 では、38,248t/年度となっている。食い違いの原因を確認すべきである。

(2) 都市計画対象事業実施区域の位置に関すること

⑤	事業実施区域の選定経緯として、16 カ所を 1 次選定、用地取得が難しい等の除外条件から 3 カ所を 2 次選定、総合評価が高かった半田市クリーンセンター敷地に決定した、とあるが、重要な事業実施区域の選定は、戦略的環境アセスメントにより、公明正大に事業の位置・規模等の検討段階のものについてその取組を進めるべきであったが、なぜその手法を用いなかったのか。その理由を明記すべきである。すでに環境省は 2003.11 に一般廃棄物処理計画策定における戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを定めている。事業実施区域の選定経緯として、1 次選定の 16 カ所はどこであったのか、3 カ所に絞った「除外条件」で、用地取得がなぜ難しいのか、その他の理由はあるのかなど、16 カ所それぞれでは具体的に何であったか。3 カ所から半田市クリーンセンター敷地に絞ったときの「総合評価」の内容はどんな項目でどんな評価だったかをそれぞれ明記すべきである。事業実施区域の選定経緯として、3 カ所から半田市クリーンセンター敷地に絞ったときの「総合評価」の内容に、事業実施区域が昭和 37 年から昭和 63 年まで一般廃棄物最終処分場であったこと、その古い廃棄物を掘り出すことによる調査、工事費用の追加が必要なことは含まれていたのかも明記すべきである。（同趣旨意見が他に 4 件）
⑥	選定経緯が記載してあるはずの「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」の収集・運搬計画の比較検討で、搬入費用だけの比較ではケース 1 の（それぞれの）既存施設に搬入が 1,207,800 千円/年と最も搬入経費が安く、ケース 2 半田市に搬入は 2,036,040 千円/年と、ケース 3 常武に搬入の 1,715,880 千円/年より高い（ケース 4 の知多南部に搬入は 3,627,840 千円/年）。この結果が最後の総合評価にどう加味されたかを明確にすべきである。（同趣旨意見が他に 2 件）

(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること

⑦	環境保全の配慮の内容ア（建設時） p14 で「廃棄物埋立の跡地であるため、工事に伴い発生する汚水は、処理施設等により適正に処理する。」とあるが、p62 で有害な鉛やフッ素が含有されていることが明らかなので、もっと具体的に配慮事項を示すべきである。発生する汚水量はどれぐらいの量があるのか、その全量を処理するのか、放流先はどこか、処理施設はどんな方式を考えているのか、処理施設等の等とは何を考えているのか（まさか沈殿槽だけではないと思うが）。埋立処分場の構造基準もない昭和 37 年から利用していたため、何が埋められているかわからない。水銀、PCB、アスベストなどが検出されることも考えられる。どんな性状を考え、それぞれどう分別し、どんな処理を行うのか明記すべきである。（同趣旨意見が他に 2 件）
⑧	環境保全の配慮の内容ア（建設時） p14 で「工事用車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあるが、2010 年 8 月 13 日に愛知県は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定・施行し、県内の自動車NOx・PM法の対策地域において、対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。対策地域内の荷主等・旅行業者は、運送事業者等に対し、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請することを定めた。地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこの要綱に従い、工事発注時に車種規制非適合車を使用しないことを明記すべきである。（同趣旨意見が他に 1 件）
⑨	環境保全の配慮の内容ア（供用時） p14 で「高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減化を図る。」とあるが、これは廃棄物処理法上の構造基準だけであり、維持管理基準について触れていない。「ごみの均一混合、ごみ投入は外気と遮断し定量・連続、燃焼ガスは 800℃以上・連続測定、運転開始、停止時は助燃装置作動等、集じん器へ流入する燃焼ガスは 200℃以下に冷却、CO濃度は 100ppm以下・連続測定、などにより維持管理の技術上の基準（廃棄物処理法規則第 4 条の 5）を遵守する」ことも明記すべきである。（同趣旨意見が他に 1 件）
⑩	環境保全の配慮の内容ア（供用時） p14 で「ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。」とあるが、定期的な調査が排出ガスなのか、周辺環境なのか意味不明である。廃棄物処理法の維持管理の技術上の基準では、「ダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るも

	のに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること」とされ、排出ガスについては測定が義務づけられており、それ以上の定期的な調査を行うべきと考えるが、どの程度の頻度を計画しているかを明記しないと意見も出せない。また、周辺環境濃度も調査すべきであるが、どこで、どんな頻度で行うのか明記すべきである。(同趣旨意見が他に1件)
⑪	環境保全の配慮の内容ア(供用時)p14で高効率な排ガス処理設備の導入、ダイオキシン類対策が記載されているが、大事な維持管理に関する情報公開が欠落している。廃棄物処理法が2010.5.19に改正公布され、民間の一般廃棄物処理施設(第9条の3)と産業廃棄物処理施設(第15条の2の3)は「施設の維持管理の状況に関する情報」について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされ、2011.4.1から施行される。地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこれ以上の情報公開、例えば、施設の維持管理情報はもちろん、周辺環境の測定結果なども、インターネットで公開することを明記すべきである。(同趣旨意見が他に1件)
⑫	環境保全の配慮の内容ア(供用時)p15で、「廃棄物運搬車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあるが、2010年8月13日に愛知県が定めた「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の主旨を十分理解し、地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこの要綱に従い、廃棄物運搬車両等に車種規制非適合車を使用しないことを明記すべきである。(同趣旨意見が他に3件)

2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見

(1) 自然的状況に関すること

①	自然的条件・大気質・ダイオキシン類の一般局、自排局の環境調査結果p32、33があるが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設(第8条の2)と産業廃棄物処理施設(第15条の2)許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、施行令第5条の3で「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であって、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定める」としている。民間の見本となるべき自治体(一部事務組合)は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃
---	---

	<p>度については、毎年度、事業者が報告している結果を県が公表している。その半田市分だけでも記載すべきであり、事業者報告結果の排出濃度と排出ガス量を立地の検討材料にすべきである。(同趣旨意見が他に2件)</p>
②	<p>p61に「半田市一般廃棄物最終処分場においてモニタリング井戸の水質分析が行われている」とあり、井戸1号と2号は最終処分場の周縁部であるが、井戸3号と4号は最終処分場内である。まず、井戸1,2,3,4号の深さを明記すべきである。また、この井戸3号と4号はどんな意味で測定しているのか明記すべきである。更に、昭和37年から昭和63年まで利用していた最終処分場はp67によれば井戸1,2,3,4号と事業実施区域全てを含んでいるが、それもわかりやすく図示すべきである。</p>
③	<p>半田市一般廃棄物最終処分場における水質分析結果(平成21年9月8日)p62があり、井戸1号でフッ素、井戸2号でホウ素と鉛、井戸4号でホウ素が環境基準を超えている。こうした場合は、もっと多くのデータで確認すべきである。幸いこの井戸は廃棄物処理法に基づく周縁部の調査井戸のようであるから、毎年のデータがあるはずである。そのデータで、鉛、フッ素、ホウ素の推移を明記すべきである。また、他の有害物質の検出内容も明記すべきである。(同趣旨意見が他に1件)</p>
④	<p>最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン(H17.6.6)に基づく事前調査(現地調査)にあるように「廃棄物の種類やガス・保有水等の性状等の把握のための現地調査が必要となる廃棄物の分解等により発生するガスは、掘削時の火災等の発生可能性、廃棄物の分解の進行状況等の判定材料となる。測定項目はCH₄(メタン)、H₂S(硫化水素)、CO₂(二酸化炭素)、O₂(酸素)とし、N₂(窒素)は100%から測定ガス濃度の総和を差し引いて算定してよい。」などに従って、可燃性ガス及び悪臭物質についての調査が不足している。p69に事業実施区域におけるボーリング調査結果が示されているが、地表面下1~7mに廃棄物があり「一部に臭気あり。」とされており、可燃性ガス及び悪臭物質についての調査が必要である。(同趣旨意見が他に2件)</p>
⑤	<p>p69に事業実施区域におけるボーリング調査結果が示されているが、「現時点で想定される建築物等の位置で行ったNo.5」とあるが、これだけでは不十分である。建物中央の1カ所ではなく、少なくとも建物の4隅でのボーリング調査を行い、掘り出す廃棄物の量と性状を把握すべきである。</p>
⑥	<p>ボーリング調査結果p69が示されているが、「孔内水位」が△3.21mであり、工事に伴う汚水排出は確実であり、p72の地下水分析結果では、ホウ素がほとんど全ての点で環境基準を超え、フッ素も相当検出され、1,4-ジオ</p>

	キサンが環境基準ぎりぎりであり、トリクロロエチレンの分解によるものと考えられる。これらに対する十分な対策が必要である。(同趣旨意見が他に1件)
⑦	ボーリング調査結果p69 が示され、「地表面下約 16m～約 21m付近にN値 50 以上の砂礫槽が確認されている。」とのことなので、この深さまで多くの基礎杭を打ち込むこととなり、その間の土壌も外部へ排出されるが、p71 の事業実施区域における土壌分析結果で鉛、ヒ素、フッ素の溶出量が土壌汚染対策法の基準値を超えている。地下水分析結果で鉛が不検出であっても、土壌への溶出は土壌汚染対策法の基準値を超えており、十分な対策と監視が必要である。(同趣旨意見が他に1件)

(2) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等に関すること

⑧	「環境の保全を目的とする法令等に指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」として、大気質p131 が記載してあるが、p135 の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」のあとに、2010年8月13日に愛知県が定めた「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を追加し、車種規制非適合車の不使用、荷主等による車種規制非適合車の不使用のための措置等（車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努める、車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録するよう努める）、特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の定期報告（車種規制非適合車不使用の要請状況、車種規制非適合車の確認状況）を記載し、特定荷主等に該当するかどうか、該当しない場合でも自治体として率先して同様な措置をとる旨を記載すべきである。(同趣旨意見が他に1件)
⑨	「環境の保全を目的とする法令等に指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」として、廃棄物等p154 として「廃棄物が地下にある土地の指定区域として愛知県により指定されている」「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（H17.6.6）が適用される。」とあるが、重要で、費用も係るので、その内容をできるだけ詳細に記載すべきである。(同趣旨意見が他に3件)

⑩	p131 から「環境の保全を目的とする法令等に指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」として、海岸保全区域について「事業実施区域の東側は海岸保全区域に指定されている。」とあるが、事業実施区域の東側そのものが指定されているのか、業実施区域そのものではなく、その東側なのか不明である。p156 の砂防指定地のように図面で明記すべきである。
⑪	p154 の海岸保全区域について、どのような性格のものか、どのような規制がされているのかを明記すべきである。（同趣旨意見が他に 1 件）

(3) その他対象事業に関し必要な事項に関すること

⑫	公害苦情の状況（平成 20 年度）p176 で、半田市の大気汚染が 39 件と多いが、その内容を分析し記載すべきである。場合によっては民間の一般廃棄物処理施設（第 8 条の 2）許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」を民間の見本となるべき自治体（一部事務組合）が、率先してこの許可基準を遵守するために立地を再検討する必要が出て来る。（同趣旨意見が他に 1 件）
---	--

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見

(1) 環境影響評価の項目の選定に関すること

①	環境影響評価の項目の選定p178 で、大気質で 5 項目選定されているが、環境基準が 21 年に追加された「微小粒子状物質」p131 が欠落している。環境影響評価の項目に追加すべきである。また、大気質の硫黄酸化物については、ディーゼルエンジンの軽油からの影響が大きいため、「資材等の搬入及び搬出」と「建設機械の稼働等」で環境影響評価の項目に追加すべきである。ちなみに武豊町の愛知臨海環境整備センターの最終処分場の環境影響評価でも項目に選定されている。（同趣旨意見が他に 2 件）
②	p178 の環境影響評価の項目の選定で、水質の有害物質等で存在及び供用時の汚水の排出に選定されていない。p12 で工場系排水は炉内噴霧等で再利用するクローズドシステムであり、生活系排水のみ放流ということだが、場内雨水に廃棄物からの有害物質が含まれる可能性があるため、その対策も含めて調査、予測、評価を行うべきである。（同趣旨意見が他に 1 件）
③	環境影響評価の項目の選定p178 で、温室効果ガス等で工事中の「資材等の搬入及び搬出」と「建設機械の稼働等」、存在及び供用時の「廃棄物の搬入及び搬出」では車両の運行、建設機械の稼働で多くの温室効果ガス

	を排出するため、環境影響評価の項目に追加すべきである。ちなみに武豊町の愛知臨海環境整備センターの最終処分場の環境影響評価でもこれらは項目に選定されている。(同趣旨意見が他に1件)
④	環境影響評価の項目の選定p178 で、温室効果ガス等が工事中の「掘削・盛土等の土工」が選定されていないが、古い処分場の廃棄物を掘り出して処理して？搬出するが、1カ所のボーリング調査でも「一部に臭気あり。」p69 とされており、二酸化炭素の21倍と見なせるメタンガスが発生している可能性があるため、環境影響評価の項目に追加すべきである。(同趣旨意見が他に1件)
⑤	調査、予測及び評価の手法(地盤・土壌) p178 で調査地点が「事業実施区域内調査地点」では、適切かどうかの意見も出せない。他の項目と同様に、調査地点を図示し、あわせて、調査の深さも記載すべきである。(同趣旨意見が他に1件)

(2) 調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること

⑥	調査、予測及び評価の手法p222(日照障害)で、建築基準法の基準、(低周波音)で、環境省の「低周波音苦情への対応のための参照値(5~80Hz及びG特性音圧レベル)」など、具体的な基準が提案されているのだから、定量的にも評価すべきである。(同趣旨意見が他に2件)
⑦	調査、予測及び評価の手法(廃棄物等) p236 で、残土及び廃棄物の評価の手法が「事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるだけであるが、廃棄物処理法の施行規則第12条の40(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)として、法第15条の19第4項の基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。とされている。この基準は当然遵守すべきことからであり、その旨を記載すべきである。(同趣旨意見が他に1件)

4 その他

(1) 既存施設の廃止に関すること

①	<p>現有施設の状況p3 で、南知多町と美浜町の知多南部クリーンセンターは平成10年4月稼働と他の2施設より7~8年新しいが、無理に集約する必要はあるのか。南知多町と美浜町にとってはまだ7年以上使える施設を更新する無断な投資となる。</p> <p>知多南部クリーンセンターは平成10年4月稼働し「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査(平成19年3月)」p9によれば、知多南部クリーンセンターは平成20、21年度に白煙防止用空気予熱器、ろ過式集塵機、火格子等の大規模補修を計5億円弱で実施した</p>
---	---

	ばかりであり、通常はこの後 10 年近くは使用できるものである。その施設を廃止する明確な理由を示すべきである。半田市クリーンセンターは平成 3 年 3 月稼働、常滑武豊衛生組合（クリーンセンター常武）は平成 2 年 3 月稼働と、すでに 20 年以上稼働しており、こうした例からみても、知多南部クリーンセンターを 14 年間で廃止するのは無駄な投資である。（同趣旨意見が他に 3 件）
②	知多南部クリーンセンターは平成 10 年 4 月稼働したばかりであり、「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」p10～13 で「平成 24 年度（経過年数 14 年）が最もLCC が小さい値となることから、知多南部クリーンセンターの経済的耐用年数は 14 年ということとなる。」結論を導いているが、知多南部クリーンセンターにおけるLCC の算定では、確かにH24 年度の維持修繕費（維持管理費＋修繕費）と減価償却費の合計は 413,058 千円と最小であるが、図を見ると明らかなように平成 20～30 年度はほとんど横ばいの 5 億円弱で変化は無い。知多南部クリーンセンターの耐用年数が平成 14 年というのは強引すぎる。旧厚生省の調査では、耐用期間 15～16 年をピークに多少耐用の長い方に裾を引く分布となっており、最長は 30 年となっている。ただし、近年に建設された施設については、その後の焼却技術の改良等によりこれよりも耐用期間が長くなっていると考えられる。」としており、経済的耐用年数 14 年に基づく廃止は受け入れ難い。（同趣旨意見が他に 2 件）

(2) 環境影響評価手続きに関すること

③	環境影響評価方法書や都市計画素案のような膨大な書類は、落ち着いて検討できるように、インターネットによる資料提供をすべきである。「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(2000.12.6)」で「行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。」とされ、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」では「告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務づけられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。」と定めている。こうした当然の動きには地方自治体の一部である知多南部広域環境組合として率先して対応するよう、今からでもインターネットによる電子縦覧をすべきである。法制度が整えられてから 10 年経っても実現できていない知多南部広域環境組合の姿勢を疑う。その体制が整うまでの臨時措置
---	---

	<p>として、方法書の貸出は当然行うべきである。現に、武豊町に設置された愛知臨海環境整備センターの最終処分場のアセス手続きでは、方法書、準備書、評価書のいずれもがインターネットで公開され、県民から多様な意見を集約し、それなりの改善がされた。こうした事例を見習うべきである。(同趣旨意見が他に4件)</p>
④	<p>「廃棄物処理法」に基づく「地質調査として、構造物基礎調査（ボーリング調査等）、廃棄物及び地下水調査を実施した。」p68 とあるが、「今後の廃棄物処理法の土地の形質の変更に着手する30日前の届け出のため、事前調査を行う必要があり、その調査方法を確定するための概略調査を行った。結果は次のとおりである。」としたうえで、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（H17.6.6）に基づく事前調査（現地調査）にあるように「埋立廃棄物の種類、保有水等の性状、ガスの性状等を把握するためにボーリング等試掘が必要である場合は、当該試掘は届出が必要な土地の形質の変更に該当するため、その行為の30日前までに届け出なければならない。」に従って、どの位置、深さで、どんな頻度で試掘を行い、埋立廃棄物の種類、保有水等の性状、ガスの性状等を把握するという調査方法を示し、意見を求めるべきである。(同趣旨意見が他に2件)</p>

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター
整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要（総括表）

1 方法書意見提出数 2通

2 意見の分類

分 類	数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	
(1) 都市計画対象事業の規模等に関すること	10
(2) 都市計画対象事業実施区域の位置に関すること	8
(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること	15
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見	
(1) 自然的状況に関すること	14
(2) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等に関すること	9
(3) その他対象事業に関し必要な事項に関すること	2
3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見	
(1) 環境影響評価の項目の選定に関すること	11
(2) 調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること	5
4 その他	
(1) 既存施設の廃止に関すること	7
(2) 環境影響評価手続きに関すること	8
合計	89